

新型コロナウイルス感染症への対応について(第16報)

新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおり決定しましたので報告します。

1. 決定事項

- (1) 春休み中の部活動等の実施について **別紙1**のとおり
(学校教育部学校教育課)
- (2) スポーツ施設の対応について **別紙2**のとおり
(まちの再生部地域整備室公園みどり課他)
- (3) スポーツクラブ21への小学校屋外施設の利用再開について **別紙3**のとおり
(地域創生部市民協働室文化スポーツ課)

春休み中の部活動等の実施について

市内小・中・特別支援学校は、3月2日（月）から3月25日（水）まで全校を臨時休校しており、3月26日（木）から4月6日（月）は春休み期間となります。

臨時休校を実施するのに合わせて、中学校の部活動については4月6日（月）まで中止としておりましたが、下記の通り活動を再開することと致しました。

記

1 部活動開始日

令和2年3月26日（木）～

2 活動場所

校内のみ（練習試合や対外試合を実施しないこと）

3 活動時間

1日2時間を上限とする

4 活動を行わない日の設定

少なくとも月曜日から金曜日に2日及び土日に1日の計3日は休みとすること

5 留意点

- (1) 生徒からの体調不良の申し出を徹底させるなど、生徒の健康観察を強化すること。
- (2) 体育館や武道場、教室等の屋内で活動する場合、窓の開放または定期的な換気を行うこと。
- (3) 咳エチケット（マスクを着用等）や手洗い等に取り組むこと。

学校教育部

学校教育課(担当：山本)

直通 559-5136

別紙 2

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴うスポーツ施設の対応について

新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的に実施したスポーツ施設の利用規制について、児童生徒の健康保持の観点から以下のとおり変更します。

1. 利用制限を解除する屋外施設

【内容】高校生以下の児童・生徒について、野球場、陸上競技場、テニスコート、多目的広場の利用自粛を3月26日（木）から解除します。

【対象公園】城山公園、駒ヶ谷運動公園、三田谷公園、中央公園、学園東公園、テクノ公園、小野公園、下青野公園

【対象施設】高平ふるさと交流センターグラウンド、ふれあいと創造の里多目的グラウンド

なお、感染拡大防止の観点から手洗い、咳エチケットの徹底及び大会等による大人数の利用については、自粛を求めます。

2. 利用中止を延長する施設

【内容】更衣室、シャワー室の利用中止を3月31日まで延長します。

【対象公園】城山公園、駒ヶ谷運動公園、三田谷公園、中央公園、下青野公園

3. その他

屋内施設（アメニス城山体育館、親和学園駒ヶ谷体育館、高平ふるさと交流センター多目的ホール、ふれあいと創造の里勤労者体育センター）については、3月31日までの利用中止を継続します。

4. 担当部署

《公園施設》

まちの再生部地域整備室

公園みどり課（担当：島田）直通 559-5110 内線 2840

《高平ふるさと交流センター・ふれあいと創造の里》

地域創生部市民協働室

協働推進課（担当：足立）直通 559-5039 内線 2470

別紙 3

スポーツクラブ 21 への小学校屋外施設の利用再開について

小学校の屋外施設の利用再開につきまして下記のとおりとします。

記

- 1 利用再開日 : 令和 2 年 3 月 26 日(木)から
- 2 対 象 : 各小学校区のスポーツクラブ 21
- 3 利用を再開する施設 : グラウンド等の屋外施設
※体育館、屋内施設は引き続き 3 月 31 日までは利用できません。

地域創生部市民協働室
文化スポーツ課(担当:横溝)
電話 559-5145 内線 2410